

SNSをきっかけとした悪質な訪問販売



投資に「必ず儲かる」はありません!うまい儲け話にご用心!

若者などをターゲットに、喫茶店などに誘い出し、「当社の情報をもとに投資をすれば、必ず儲かる!!」などと言って、高額な投資情報提供サービスの契約や投資用DVD購入の契約をさせるトラブルが後を絶ちません。

トラブルに遭わないためのポイント

ポイント1

見知らぬ人からのSNSでの突然のお誘いにご注意下さい!!

突然、見知らぬ人からSNSで「お友達になって下さい」のメッセージ。その後、「会いましょう」とお誘いのメッセージが届き、実際に会ってみると・・・ 喫茶店などで何時間も投資情報提供サービス等の契約の為の勧誘をされるトラブルが発生しています。

ポイント2

「必ず儲かる」うまい儲け話にはご注意下さい!!

勧誘の際には、「儲かる仕組みを説明する」と様々な数値データなども示しながら、非常に言葉巧みに契約を勧めてきます。 しかし、投資に「必ず儲かる」はありません!!

ポイント3

高額な契約をする前に、周りの人に相談しましょう!!

「親や知人には秘密」、「先着 ● 名限定」などと言って、その場ですぐに高額な契約をさせようと迫ってきます。契約する前に、周りの人に相談しましょう!! 不要な場合は、はっきりと断りましょう!! それでも勧誘するのは法律違反です。

断りきれず契約してしまった場合も、諦めずにすぐご相談を!!

特定商取引法に規定する訪問販売の場合、事業者から契約書面を受け取ってから8日以内はクーリング・オフ(契約解除)が可能です。国や自治体の消費者相談窓口へご相談下さい。

クーリング・オフ期間を過ぎていても、契約を解除できる場合がありますので、諦めずに相談しましょう!!

【相談窓口】

● 関東経済産業局 消費者相談室電話:048-601-1239

受付曜日:月曜日~金曜日(祝祭日・年末年始を除く)

受付時間:10:00~16:00

消費者ホットライン 電話: (局番なし) 188

※身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。

特定商取引法の詳細等については、ウェブサイトの「特定商取引法ガイド」をご参照ください。
No!トラブルのための情報サイト「特定商取引法ガイド」

www.no-trouble.go.jp

消費者Aさんのトラブル事例 (20代 野性 会社員)

1. SNSで見知らぬ人から「お友達になりませんか?」とメッセージが届いた

ある日、Aさんに見知らぬYさんから、SNSで「お友達になりませんか?」というメッセージが届いた。 Aさんは「いいですよ。」と返信し、それをきっかけに、Yさんと趣味の話や仕事の話などのメッセージのやり取りがはじまった。

2. 数日後、「会ってお話しましょう」と誘われ、喫茶店で会うことになった

数日後、Yさんから「会ってお話しましょう。」とお誘いがあり、Aさんは承諾。後日、Aさんの自宅近くの喫茶店で会うことになった。

3. 喫茶店で世間話をしていると、突然、株式投資の話題になった

Aさんは、喫茶店でYさんと会い楽しく世間話をしていた。

しばらくすると、Yさんが「私、今の会社に入社してから、社長に株式投資を教えてもらって投資を始めた。」「社長は独自の手法で値上がりする株を予測できる。その情報をもとに株の売買をすれば必ず儲かる。」と言い、株式投資について話し始めた。

Aさんは株式投資の経験はなく、「そうなんだ。」「すごいね。」などと返事をしながら話を聞いているだけだった。

するとYさんは「実は、今日は社長が近くに仕事で来ている。会ってもらえないかな?」と言った。Aさんは「株式投資に興味はないから、会いたくない。」と断ったが、Yさんは「会って少し話を聞くだけでいいから。お願い。」と言い、Aさんは仕方なく会うことにした。

4. 社長が同席。「必ず儲かる!!」などと言われ、投資情報提供サービスの契約の勧誘をされた

Yさんが勤める会社のZ社長は「当社は独自の手法で値上がりする株を予測。その情報をもとに株式の売買をすれば必ず儲かる。」 「3年間の情報提供で100万円。Yと一緒に頑張ってみないか。」などと言ってAさんに契約を勧めた。

Aさんは「100万円なんて高くて支払えない。」と断ったが、Z社長とYさんに執拗に勧誘された。長時間の勧誘の中で、予想的中率のデータなども見せられたりし、Aさんは次第に儲かるかもしれないと思うようになり、契約書にサインをしてしまった。

5. 契約したAさんが儲かることは無かった

AさんはZ社長の情報をもとに株式の売買をしたが利益は出なかった。また、Yさんにメッセージを送っても、返信が届かなくなった。